

## 焼津市まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的なまちづくり活動を行う市民活動団体等に対し、その活動を支援し、住み良いまちづくりを促進するため、まちづくりアドバイザーを派遣する事業（以下「まちづくりアドバイザー派遣事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「まちづくりアドバイザー」とは、第3条に定める業務を行うことに必要な知識及び経験等を有する専門家及び市職員のうち、第5条による申請を受けて市長が派遣する者をいう。

(まちづくりアドバイザーの業務)

第3条 まちづくりアドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) まちづくりに関する勉強会、検討会等において、指導及び助言等を行うこと。
- (2) まちづくりに関する構想案等の作成に技術的な支援を行うこと。
- (3) その他市長が市民との協働のまちづくりを推進するために必要と認めた業務

(派遣の対象)

第4条 まちづくりアドバイザー派遣事業の対象は、市民又は関係権利者が、自主的にまちづくりを行う目的で結成した市民活動団体、自治会及び商店会等の地域団体その他市長が適当と認める団体で、次の各号のいずれかに該当する事業（営利を目的とするものを除く。）を行うものとする。

- (1) まちづくりに関する調査、研究及び情報の発信
- (2) 地域活性化、商店街活性化等まちの活性化
- (3) 狭あい道路の整備、環境問題等の行政課題の解決
- (4) 地域文化の継承や振興に寄与する活動
- (5) その他まちづくりに関する活動

(派遣の申請)

第5条 まちづくりアドバイザー派遣事業を利用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、まちづくりアドバイザー派遣申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、まちづくりアドバイザーの派遣を決定したときは、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、まちづくりアドバイザー派遣依頼書（第3号様式）によりまちづくりアドバイザーに依頼するものとする。

2 市長は、まちづくりアドバイザーを派遣しない旨の決定をしたときは、その理由を申請者に通知するものとする。

(派遣の回数)

第7条 まちづくりアドバイザーの派遣回数は、同一団体が行う同一目的の事業について5回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第8条 まちづくりアドバイザーの派遣に要する費用は、市が負担する。この場合において、市職員以外のまちづくりアドバイザーの派遣に要する費用は、まちづくりアドバイザーに直接支払うものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、まちづくりアドバイザーを派遣した団体に対し、この要綱による派遣の目的達成のため必要な限度において、指導又は助言をすることができる。

(派遣の取消し)

第10条 市長は、まちづくりアドバイザーの派遣を決定した団体が、この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めるときは、派遣の取消しをすることができる。

2 市長は、前項の規定による派遣の取消しを決定したときは、その旨をまちづくりアドバイザーの派遣決定を受けた団体に通知する。

(まちづくりアドバイザーの責務)

第11条 まちづくりアドバイザーは、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣を受けた団体等の責務)

第12条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けた団体は、まちづくりアドバイザーの業務終了後14日以内に、その結果をまちづくりアドバイザー派遣報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年2月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

まちづくりアドバイザー派遣申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地  
名 称  
代表者  
（連絡責任者の氏名及び電話番号）

次のとおり、まちづくりに関する事業を実施するので、まちづくりアドバイザーの派遣を申請します。

事業等の名称	
事業等の内容	
派遣希望アドバイザー	
参加予定人数	
派遣希望日時	
会 場	
備 考	

※派遣希望アドバイザーについては、特に希望がない場合は記入しなくて結構です。

※会場については、申請者でご準備ください。

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

焼津市長

まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあったまちづくりアドバイザー派遣については、  
次のとおり決定したので通知します。

事業等の名称	
事業等の内容	
派遣アドバイザー	
派遣日時	
派遣場所	
派遣の条件	焼津市まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱を順守願います。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

焼津市長

まちづくりアドバイザー派遣依頼書

焼津市まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり派遣を依頼します。

事業等の名称	
事業等の内容	
派遣の対象	
派遣日時	
派遣場所	
派遣の条件	焼津市まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱を順守願います。

第4号様式（第12条関係）

まちづくりアドバイザー派遣報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地  
名 称  
代表者  
（連絡責任者の氏名及び電話番号）

下記のとおりまちづくりアドバイザーの派遣を受けたので、報告します。

記

派 遣 日 時	
派 遣 会 場	
派遣アドバイザー	
実施した事業内容	
参加者及び人数	

※事業等の内容がわかる資料（講演資料・写真等）を添付してください。